

原議保存期間	10年(令和18年3月31日まで)
有効期間	一種(令和13年3月31日まで)

各管区警察局広域調整担当部長  
警視庁交通部長  
各道府県警察本部長  
各方面本部長  
(参考送付先)  
警察大学校交通教養部長

殿

警察庁丁運発第156号、丁交指発第75号  
令和7年4月11日  
警察庁交通局運転免許課長  
警察庁交通局交通指導課長

初心運転者標識の表示義務に関する規定の見直しに関する留意事項について(通達)  
初心運転者標識の表示義務に関する事務については、「初心運転者標識の表示義務に関する規定の見直しに関する留意事項について(通達)」(令和7年3月21日付け警察庁丁運発第143号ほか)に基づき運用されているところであるが、下記の通り、所要の改正を行い、本日から運用することとしたので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、前記通達は、同日をもって廃止する。

記

- 初心運転者標識の表示義務が免除される者に係る運転免許証の備考欄への記載及び免許情報記録個人番号カード(以下「マイナ免許証」という)への記録について
  - 令和2年12月1日以後に準中型免許を受けた者(以下「準中型取得者」という。)で、準中型自動車又は普通自動車のいずれを運転する場合も初心運転者標識の表示義務が免除されるもの(法第71条の5第1項又は令第26条の4第1項に規定する免除事由及び同条第2項に規定する免除事由に該当する者)については、運転免許証の備考欄に「初心者標識免除(準中・普通)」と記載すること。  
マイナ免許証の場合は、特定免許情報として「初心者標識免除(準中・普通)」と記録することとする。
  - 準中型取得者又は普通自動車免許を受けた者で、普通自動車を運転する場合の初心運転者標識の表示義務が免除されるもの(令第26条の4第2項に規定する免除事由に該当する者)(上記(1)に該当する者は除く。)については、運転免許証の備考欄に「初心者標識免除(普通)」と記載すること。  
マイナ免許証の場合は、特定免許情報として「初心者標識免除(普通)」と記録することとする。
- 交通指導取締りにおける留意事項について  
初心運転者標識の表示義務の有無及び対象となる自動車の種類については、準中型免許又は普通免許の取得日や保有歴、運転免許の効力が停止されていた期間等によって異なるところ、これらは運転免許証に記載されている事項(備考欄に記載されている事項を含む。)又はマイナ免許証に記載された特定免許情報のみから判断することはできないことから、初心運転者標識表示義務違反に係る交通指導取締りに当たっては、各種照会により免除事由に該当していないかを確認するなどして対応に誤りがないよう注意すること。